

利用の不許可基準

催物の内容が次のいずれかに該当するものについては、施設の利用は許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるもの。
- (2) 暴力団の利益になると認められているもの。
- (3) 施設の構造上又は管理上支障のあるもの。
- (4) 商品の販売等の営利行為又は宣言行為をするもの。
- (5) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱すおそれのあるもの。
- (6) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
- (7) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるもの。

愛知県体育館長